

徳大労組 第14回定期大会

(日時) 2017年7月1日 13:00~16:00

(会場) 蔵本会館



徳島大学教職員労働組合

徳島大学教職員労働組合 第14回定期大会 議案書

目 次

第1号議案	2016年度の活動報告に関する件	2
	2016年度活動記録	4
第2号議案	2017年度役員選挙結果に関する件	6
第3号議案	2017年度の活動方針に関する件	8
第4号議案	2016年度(16年6月-17年5月)会計決算報告に関する件	14
第5号議案	2017年度(17年6月-18年5月)会計予算に関する件	14
第6号議案	組合規約改正に関する件	18
付録	徳島大学教職員労働組合規約	19
	徳島大学教職員労働組合組合費規約	24
	徳島大学教職員労働組合役員選出規定	25
	徳島大学教職員労働組合出張費規定	26
	徳島大学教職員労働組合慶弔規定	27

1. 2016 年度中央執行委員会の取組み概要

徳島大学教職員労働組合は、昨年の定期大会で以下の 3 つの活動方針を決定した。

- 1) 徳島大学を誇りに思い、安心して働ける職場とするよう、教職員の労働条件の改善や地位向上の方策を大学運営者側に提案します。
- 2) 職域を越えた職場の支援ネットワークとして職員間の交流・学習の機会を提供します。
- 3) 過半数組合づくりの取組みを推進します。

中央執行委員会はこれらの方針にもとづき活動を進めてきた。以下ではそれぞれにつき概要を具体的に報告する。

1) 誇りに思える職場づくり

16 年度体制発足早々の 7 月 15 日に学長懇談を開催し、①運営費交付金削減への対応について。②軍学共同研究、卒業式・入学式での国歌斉唱について。③教員の労働条件改善について。④パート職員・契約職員の待遇改善について。以上 4 点について意見交換を行った。これまでの学長との懇談の結果、長年の懸案事項であった「国際公募によらない昇任人事」を実現した。

11 月 14 日には第二回の学長懇談を開催し、①人事院勧告への対応について。②軍学共同研究、卒業式・入学式での国歌斉唱について。③「徳島大学改革プラン(10 月 18 日版)」について。④パート職員・契約職員の待遇改善について(とくに病休の有給化について)。以上 4 点について意見交換を行った。

人事院勧告については地域手当を引き続き 2%に据え置くが、**基本給・賞与については 4 月にさかのぼっての全面実施**という回答を得た。

また、この懇談において、「**有期雇用職員の病休の有給化**」を実現した。有期雇用職員の病休が制度化されたのが昨年度であるから、有期雇用職員の待遇改善は急速に進んでいる。引き続き、教職員の待

遇改善・研究教育環境の改善に取り組んでいきたい。

「徳島大学改革プラン」については、過度に競争主義的な資金配分政策を導入しないように求め、17 年度における研究費配分は 16 年度と同程度を確保している。大学のパフォーマンス向上には、「中間層の引き上げ」が不可欠であることから、引き続き、大学運営が過度に競争主義的にならないように、妥当な研究教育環境の維持・拡大を目指したい。

軍学共同研究については、17 年 3 月に日本学術会議が「防衛装備庁の研究費制度には問題が多い」との声明を発表したこともあり、本学でも応募を差し控えることとなった。引き続き、良識ある学問の府として適切な対応を続けるように求めたい。卒業式・入学式では、今年度もこれまで同様、国家の斉唱は行われなかった。

病院関係では、7 月 19 日に病院長懇談、10 月 18 日に看護部長懇談、11 月 29 日には第二回病院長懇談を行った。詳細については病院支部より報告する。

17 年 5 月末に、来年度の懇談に向けた「要望文書」を作成し、大学側に提出した。項目は、①運営費交付金削減への対応について。②軍学共同研究、卒業式・入学式での国歌斉唱について。③教員の労働条件改善について。④看護師・医員・研修医・修練歯科医の労働条件改善について。⑤パート職員・契約職員の労働条件改善について。以上 5 点。詳細は「2017 年度活動方針」にて報告する。

2) ネットワークづくり

7 月の定期大会前の懇親会、12 月の忘年会、8 月ビアパーティ、3 月送別会、4 月新歓パーティと、頻りに懇親会を開催して交流と情報交換を行った。

徳島労連や医労連より、組合員の相談会や病院長懇談、看護部長懇談に来ていただくなど、協力関係も引き続き良好である。国公労連や徳島労連、医労連など地域の労働団体の活動にも積極的に参加した。(対外活動については「活動の記録」を参照。)

また、未組合員対象のメルマガ「徳島大学教職員労働組合からのお知らせ」は 80 号を超え、組合活動に対する未加入の教職員の認知度や好感度は確実

に高まっている。組合員対象の「中執便り」も 70 号を越え、組合員の連帯感の向上に大きな役割を果たしている。

メールでの連絡が難しかった看護師組合員には、LINE を活用した連絡網によって、組合活動の紹介や情報共有を進めている。

3) 過半数組合づくり

日ごろからの教職員への加入呼びかけや、労働相談への対応、4 月の病院オリエンテーションおよび教職員オリエンテーションでの組合説明会などを実施した結果、16 年度中（16 年 7 月 1 日～17 年 6 月 30 日）に **26 名の新規加入**があった。5 名の退職、5 名の退会があったが、差し引き **16 名増**（ちなみに 15 年度は 8 名増、14 年度は増減なし、13 年度は 4 名増）。今後も着実な組合員増加を目指したい。新規加入者の定着を図るために、4 月には新人歓迎パーティを開催し、新人 7 名の参加があった。今後とも、組合活動の有効性をアピールして、組合員増を実現していくことが必要である。

2. 各支部活動報告

<教職員支部>

教職員支部には多くの教員が加入していることから、一昨年の活動方針で、「組合主催で勉強会なども開催すること」を掲げた。労働問題に限らず、研究活動を盛り上げることで、組合加入を促進することが期待できる。16 年度は、下記の二回の勉強会を実施した。

2016 年 10 月 3 日(月)：上野加代子氏による報告「社会構築主義と社会福祉学」

2017 年 4 月 6 日(木)：山口裕之氏による報告「大学の神話と現実」

引き続き勉強会を開催したいと考えている。

また、教職員支部は、多数の中央執行役員・委員を支部から出している関係で、中央執行委員会と連携して以下のような活動を行った。

(1) 「徳島大学改革プラン」に関する意見集約の

機会を活用し、基礎的な研究費の傾斜配分について反対の意を表明した。17 年度における研究費配分は 16 年度と同程度を確保している。

(2) 学長との懇談を行い、有期雇用職員の病休の有給化を実現した。

(3) 軍学共同研究・米軍からの研究資金提供・「国旗掲揚国歌斉唱」について、大学側の慎重な姿勢を引き出した。

(4) 組合員増への取り組み

新規採用教職員に対して、組合「しおり」と加入申し込み用紙を配布し組合への加入を推進した。16 年度中には 12 名の方が加入された。4 名が退職や退会しましたが、差し引き 8 名の増加であった。引き続き組合員増に向けて機会あるごとに勧誘に努めていく。

<病院支部>

昨年度は病院支部で 14 人の新規加入があった。6 人が退職や退会したが、差し引きで 8 人の増加であった。労働環境の悪化が全国的に問題となる中、組合加入率が少しずつ改善しているように思われる。今後は、せっかく加入してくれた人たちが満足してくれるように、目に見える成果を上げていくことが必要になる。

2016 年 7 月 19 日に病院長懇談を行い、看護師の夜勤手当の増額・連休取得・病棟の勤務体制の統一・任期付きコメディカル職員の正規職員化などについて意見交換を行った。

10 月 18 日には看護部長懇談を行い、「勤務体制の混合」や「更衣室が狭い件」について意見交換を行った。更衣室が狭い件については、労働安全衛生委員会に問題提起し、ロッカーの配置換え等で特に狭いスペースを拡張するなどの改善策が提案された。勤務体制については、組合としては香川労災病院の「変形三交代制」について、情報収集を進めており、導入により改善が見込まれるようであれば、導入を提案することとしている。

11 月 29 日には第二回病院長懇談を行い、①夜間看護等手当の増額もしくは一時金の支給について。

②看護師の労働条件改善について。③医員・研修医の超過勤務手当の支給状況について。以上3点について意見交換を行った。

一時金については、「病院が6億円の利益を上げた場合には支給する」との合意を得たが、17年3月の財政状況から、当初予定の利益が上がらず、一時金支給も見送られた。来年度は、支給対象者を限定して必要な資金額を圧縮するなどして、実現を目指したい。

コメディカル職員の正規雇用化については、実現した。これまで5年の任期が付けられていたコメディカル職員も、2013年の労働契約法改正に対応した有期雇用職員の無期雇用転換権の対象となっていたが、今回、そうした「雇用期限のない有期雇用職員」ではなく、「正規職員」の枠を作って、評価の結果、順次、正規職員に転換していくこととなった。

医員・研修医・修練歯科医のうち、歯科については超勤手当がほとんど支給されていない実態が、残業データから明らかとなっており、病院長に改善を求めている。16年9月には病院長名で診療科長あてに改善を求める文書を通じ、12月には組合から超勤の適切な支払いを求める文書を配布したが、現在のところ大幅な改善が見られない。引き続き改善を求めていきたい。

3. 活動の記録（ウェブページ参照）

<団体交渉・協議事項>

2016.7/15 学長懇談
2016.7/19 病院長懇談
2016.9/12 「徳島大学改革プラン（案）」への意見
2016.10/18 看護部長懇談
2016.10/31 第二回学長懇談申し入れ
2016.10/31 第二回病院長懇談申し入れ
2016.10/31 労働安全衛生委員会への申し入れ
2016.11/14 第二回学長懇談
2016.11/29 第二回病院長懇談
2017.5/ 大学改善提案 2017 提出

<内部の活動・イベント・その他>

2017.3/1 2017年春闘回答確約行動

<対外活動>

●全国大学高専教職員組合（全大教）
2016.7/9~10 定期大会@東京（今井）
2016.9/9 教育研究集会@宇都宮（斉藤、山口）
2016.10/29~30 合同地区別単組代表者会議・中国四国地区協議会単組代表者会議・四国連絡会@岡山（斉藤）
2016.11/5~6 医科系大学懇談会@神戸（楠本、栗本）
2017.2/11~12 合同地区別単組代表者会議@小倉（吉岡）
2017.2/11 病院協議会総会@東京（谷川、多田、水口）
2017.2/24 書記研修会@名古屋（山口）
2017.4/ 全大教時報 vol.41.No.1 記事『人をつなぐ対話の技術』から学ぶ組合活動」掲載（山口）
2017.6/ 全大教時報 vol.41.No.2 記事「どうして「科学技術振興予算は今後、増えません」と断言できるのか」掲載（山口）
2017.6/24 中四国教育研究集会@愛媛（斉藤）

●徳島県労働組合総連合（徳島労連）&徳島県医療労働組合連合会（医労連）
2016.9/6 医労連国際シンポジウム@東京（谷川、大西、松岡）
2017.9/11 働く者の命と健康を守る徳島センター設立総会（中島）
2016.9/30 医労連定期大会@とくぎんトモニプラザ（松岡、大西）
2016.10/2 徳島労連第28回定期大会（斉藤）
2016.11/16 働くものの学習交流集会第1回実行委員会（吉岡）
2016.12/14 働くものの学習交流集会第2回実行委員会（吉岡）
2017.1/7 徳島労連春闘討論集会（斉藤）
2017.1/11 働くものの学習交流集会第3回実行委

員会 (吉岡)
2017.2/1 徳島労連中央委員会 (斉藤)
2017.2/22 働くものの学習交流集会第 4 回実行委員会 (吉岡)
2017.3/8 働くものの学習交流集会第 5 回実行委員会 (吉岡)
2017.5/1 徳島労連メーデー (岩佐)
2017.5/24 働くものの学習交流集会第 8 回実行委員会 (吉岡)
2017.6/7 働くものの学習交流集会第 9 回実行委員会 (吉岡)
2017.6/24~25 働く者の学習交流集会 (吉岡)

●徳島県国家公務員労組共闘会議 (徳島県国公)

2016.7/19 幹事会 (斉藤)
2016.8/17 幹事会 (斉藤)
2016.9/21 幹事会 (斉藤)
2016.11/16 幹事会 (斉藤)
2017.1/13 春闘討論集会・定期大会 (斉藤、吉岡)
2017.1/18 幹事会 (斉藤)
2017.2/21 幹事会 (斉藤)
2017.4/19 幹事会 (斉藤)
2017.5/17 幹事会 (斉藤)
2017.6/21 幹事会 (斉藤)

●原発からの撤退、自然エネルギーへの転換を求め
る徳島県連絡会 (原発ゼロ徳島連絡会)

2016.7/27 幹事会 (斉藤)

2016.8/24 幹事会 (斉藤)
2016.9/28 幹事会 (斉藤)
2016.10/26 幹事会 (斉藤)
2016.11/30 幹事会 (斉藤)
2016.12/10 太陽光発電学習会 (斉藤)
2016.12/16 幹事会 (斉藤)
2016. 幹事会 (斉藤)
2017.1/25 定期大会 (斉藤、中島)
2017.2/22 幹事会 (斉藤)
2017.3/22 幹事会 (斉藤)
2017.4/26 幹事会 (斉藤)
2017.5/24 幹事会 (斉藤)
2017.6/11 イレブンアクション (中島)
2017.6/28 幹事会 (斉藤)

●高知大学臨時賃下げ訴訟傍聴行動

2017.2/17 18 回口頭弁論傍聴支援 (斉藤)
2017.4/14 裁判判決言い渡し報告集会 (斉藤)

●その他

2017.4/17 共謀罪 NO!徳島県民大集会 第 1 回実行委員会 (斉藤)
2017.5/9 共謀罪 NO!徳島県民大集会 第 2 回実行委員会 (斉藤)
2017.5/30 共謀罪 NO!徳島県民大集会 第 3 回実行委員会 (斉藤)
2017.6/2 共謀罪 NO! 徳島県民大集会 (斉藤、今井)

2017年6月1日

徳島大学教職員労働組合
2017年度役員選挙並びに第14回定期大会代議員選挙の結果について

徳島大学教職員労働組合選挙管理委員会
委員長 荒武達朗 (教職員支部)
委員 新田元規 (教職員支部)
委員 水口奈那子 (病院支部)

徳島大学教職員労働組合同規約第14条及び第22、23条に基づく2017年度役員選挙、並びに徳島大学教職員労働組合同規約第9条に基づいて2017年7月1日(土)に開催予定の第14回徳島大学教職員労働組合同定期大会代議員選挙に関し、各々2017年5月22日(月)から5月30日(火)まで投票を実施しました。

以下の通り結果を報告します。

記

○投票総数及び投票率

	公示時有権者数	投票総数	有効票数	無効票数	投票率
教職員支部	90	69	69	0	76.7%
病院支部	45	32	32	0	71.0%
全体	135	101	101	0	74.8%

○選挙の成立・非成立

投票数が有権者総数の3分の2を超えており本選挙は成立した。

○選挙結果

別紙の通り、候補者全員が信任された。

以上

2017年度役員選挙・第17回組合定期大会代議員選挙候補者選挙開票結果

1. 徳島大学教職員労働組合 2017年度役員		(有効票数101)	
中央執行委員長 (1名)	齊藤隆仁 (教職員)	101	票
中央副執行委員長 (1名)	今井晋哉 (教職員)	101	票
書記長 (1名)	山口裕之 (教職員)	101	票
書記次長 (2名)	吉岡宏祐 (教職員)	101	票
	大西実季 (病院)	101	票
会計 (1名)	浅田 沢 (教職員)	100	票
監査委員 (2名)	熊坂元大 (教職員)	101	票
	中村 豊 (教職員)	101	票
選挙管理委員 (3名)	佐久間亮 (教職員)	101	票
	堤 和博 (教職員)	101	票
	谷川菜那 (病院)	101	票

2-1. 徳島大学教職員労働組合		2017年度 教職員支部選出役員	(有効票数 69)
中央執行委員 (2名)	中島孝子	69	票
	藤原茂樹	69	票
中央委員会委員 (5名)	岩佐幸恵	69	票
	上野加代子	69	票
	内海千種	69	票
	福森崇貴	69	票
	渡部 稔	69	票

2-2. 徳島大学教職員労働組合		2017年度 病院支部選出役員	(有効票数 32)
中央執行委員 (1名)	楠本玲子	31	票
中央委員会委員 (3名)	三谷和江	31	票
	西内ユカ	31	票
	笠江麻美	31	票

参考 中央執行委員は支部組員数50人未満の場合1人選出、50人以上、100人未満の場合2人選出、中央委員会委員は、支部組員数20人未満の場合1人選出、支部組員数20人以上100人未満の場合、20人を超える20人ごとにさらに1人選出 (公示時組員数 教職員支部90人、病院支部45人)

3-1. 徳島大学教職員労働組合 第14回定期大会		教職員支部選出代議員	(有効票数69)
	田久保浩	69	票
	西山賢一	69	票
	富塚昌輝	69	票
	庫元孝文	69	票
	矢部拓也	69	票
	佐竹昌之	69	票
	上原克之	69	票
	伏見賢一	69	票
	吉田文美	69	票

3-2. 徳島大学教職員労働組合 第14回定期大会		病院支部選出代議員	(有効票数32)
	大久保奈那	31	票
	富永佳央梨	31	票
	水口奈那子	31	票
	高松里帆	31	票
	谷川奏子	31	票

参考 支部組員数10名に対し1人選出 (公示時組員数 教職員支部90名、病院支部45名)

1. 基本方針

●労使関係、労働条件の改善について

- ① 教職員の賃金・労働条件は、組合との団体交渉を誠実にやり決定するという労使関係を確立すること。
- ② 大学病院に勤務する看護師の労働条件を抜本的に改善すること。看護師を充分確保・増員し、7 対 1 看護の体制において、安全で安心して働ける労働環境になるよう看護師の意見を取り入れた職場改善システムを構築すること。
- ③ 事務系の職場や病院において、不払い残業の根絶を始めとして労働基準法など法令を遵守するとともに、労働時間を短縮すること。そのため、労使協議の場を設けること。
- ④ 助教の研究環境の充実と待遇改善を行うこと。また、助教等を全員任期付きとするなどの無限定な任期制の導入は行わないこと。
- ⑤ 教職員の単身赴任手当における対象者規定の見直しを検討し適正な運用になるように改善すること。
- ⑥ 教育研究水準を低下させ、教職員の労働強化を招く人件費削減・人員削減計画については、労働組合と協議し再検討すること。
- ⑦ 教員賃金水準を 5%引き上げて私立大学との格差是正をはかること。職員は国家公務員との給与格差是正のため昇任・昇格等の改善を行うこと。
- ⑧ 教員任期制の導入に際しては、無限定な任期制を行わず、教員任期法に基づき、選択的限定的任期制、本人合意、組合との交渉事項であること等のルールを確立すること。
- ⑨ 年俸制の無限定的な導入を避け、年俸の減額は行わないこと。
- ⑩ 教職員の評価と査定昇給問題について、評価基準が不透明・未成熟な現状では、現行システムの実施上での問題点を調査検討し改善

策を提示すること。公正かつ透明性のある評価基準、評価への異議申し立て権の保障、査定のあるり方について組合との交渉事項とすること。

- ⑪ 教職員のワーク・ライフ・バランスを考え、次世代育成支援推進法に基づく実効性ある「行動計画」を教職員の意見を取り入れて改善すること。
- ⑫ 全学の人権委員会が教職員にとって真に相談しやすいものとして機能するように改善すること。

●教育研究環境の充実

- ① 授業料等の学生納付金の高額化、教育研究条件の貧困化は、学生の学ぶ権利の侵害であることの認識を共有し、その改善の取り組みを強めること。
- ② 競争的予算配分、学長等の裁量経費への偏った予算配分が基礎的で長期的な教育研究の基盤を壊し、歪めていることを認識し、均衡のある長期的視点から教育研究の推進を助成すること。
- ③ 大学の教育研究のあり方、特性を活かし、「学術の中心として」「深く専門の学芸を教授研究」(学校教育法 83 条)ができるよう財政基盤を整備すること。

●大学運営に関すること

- ① 学長選考、理事選任は、民主的ルールに基づき行うこと。具体的には、学長選考は学内構成員による投票制度を維持・尊重すること、学長の理事選任は教育研究評議会の推薦、経営協議会の意見聴取を取り入れること。
- ② 情報公開、透明性の担保の原則を明確にし、役員会、教育研究評議会、経営協議会及び教授会の議事の概要を作成し、公開すること。
- ③ 教育研究の充実、活性化の観点から財政・経営問題を含めて、教育研究評議会・教授会が自治・自律的な機能を十分に発揮すること。経

営協議会は教育研究の充実のため、その整備、充実、支援に当たること。

- ④ 教育研究評議会の評議員のうち、国立大学法人第21条第2項の四に規定する「その他教育研究評議会が定めるところにより学長が指名する職員」の指名に際しては、大学を構成する部局その他の教育研究上の重要な組織から選出されたものを含むこと。
- ⑤ 教育研究評議会で審議に付す重要事項は基本的に教授会での審議を経ること。
- ⑥ 教員人事に関しては、教授会・教育研究評議会の議に基づき採用、昇格、降格、異動、解雇等を行うこと。

2. 2017年度の活動方針

昨年度に引き続き、私たちは、次に掲げる3つの活動方針で2016年度の組合活動を実施していく。

1) 徳島大学を誇りに思い、安心して働ける職場とするよう、教職員の労働条件の改善や地位向上の方策を大学運営者側に提案します

組合員や組合員以外の教職員の声も集めて、大学役員会や各部局長等に対して労働条件の改善に向けて団体交渉し、より良い職場になるよう努力する。人事院勧告や政府の人件費抑制策等の動向にも留意して、以下の項目について取り組む。以下の内容を、「2017年度学長・病院長への要望」として大学側にすでに提出している。

① 運営費交付金削減への対応について

- 1) 交付金削減に対する今後の対応につき、引き続き協議を希望します。
- 2) 教員の削減や物件費の削減など、労働環境に大きな影響のある事案につきましては、事前に組合との協議を行ってください。

組合としても、運営費交付金以外の定常的な財源の確保が困難であることは認識しており、対応としては①教員の定員削減、②物件費の削減、③給料の抑制、④授業料の値上げ、以外には考えにくいことも理解しております。とはいえ、漫然と一律に削減するのではなく、必要などころにはしっかり予算を付けることで本学の特色を打ち出し、発展につなげていくことが必要だと考えております。この点についても、大学執行部と見解は一致するものと考えております。つきましては、執行部側の予算配分ポリシーをご説明いただき、それに関する協議を希望します。

② 軍学共同研究、卒業式・入学式での国歌斉唱について

- 1) 軍学共同研究を安易に推進しないよう、慎重な対応を求めます。
- 2) 国歌斉唱については、中国、韓国をはじめ、アジア諸国からの留学生が多数在籍している状況に鑑み対応を求めます。

1) 2017年3月、日本学術会議は、軍事研究とは一線を画する従来の姿勢を確認しました。とくに、防衛装備庁の「安全保障技術研究推進制度」については、「政府による研究への介入が著しく、問題が多い」として懸念を表明しています¹。それをうけて、本学では4月12日付で、同制度への「申請は行わないよう」、教職員に対して要請しました。こうした慎重な対応は評価しますが、今後、学内での審査制度が確立したのち、なし崩し的に軍事研究に傾斜することがないように、引き続き慎重な対応をお願いいたします。

2) 国歌斉唱については、今年度の入学式でも実施しませんでした。こちらにつきましても、理性的で諸外国からも尊敬されるような対応を

¹ 日本学術会議「軍事的安全保障研究に関する声明」(2017年3月24日)、
<http://www.scj.go.jp/ja/member/iinkai/anzenhosyo/pdf23/170324-seimeikakutei.pdf>

取られることを期待します。

③ 教員・事務職員の労働条件改善について

- 1) 産前休暇を8週間とすることを求めます。
- 2) 年俸制教員の年俸額算定に際して、退職金分が算入されていない点につき、改善を求めます。
- 3) 研究費の過度の傾斜配分は避け、引き続き、全教員に基礎的な研究費を配分することを求めます。
- 4) 事務職員の残業時間が、一部、労使協定の上限時間を超える違法状態となっております。人員の適切な配置、仕事内容の見直しなど、早急な対応を求めます。

1) 現在、産前休暇は労働基準法準拠で6週間となっておりますが、8週間とする大学や民間企業が増えております(岡山大学、滋賀大学など)。とくに看護師や女性医師については、労働条件が厳しいために、早産や流産のリスクが高まっております。男女共同参画という観点から、本学も産前休暇を8週間とすることを求めます。

2) 2014年度における、退職前の教員に対する年俸制適用の際には、退職金分が年俸に算入され、退職金に対する所得税の割引分の補填なども含めて若干の手取り増となっておりますが、その後、広く行われるようになった任期付き教員に対する年俸には、退職金分が算入されておられません。これは、かなり大きな待遇の悪化であると思われる。改善を希望します。

3) 昨年の「徳島大学改革プラン(案)」についての意見²でも述べました通り、「業績評価による研究費の傾斜配分」は結果として大学全体の研究教育のパフォーマンスを低下させる恐れが高いため、基礎的な研究費は原則的に均等配分とし、インセンティブについては金銭以外の手段を考案、活用することを求めます。

- 4) 先日ご提供いただいた「事務の残業データ」

²

http://tokushima-u-union.in.coocan.jp/document/20160908plan_iken.pdf (2016年9月12日)

によりますと、病院の月当たり残業時間の最大値が136時間、蔵本事務部で101時間、常三島事務部で100時間など、本学における労使協定の上限である75時間を超える値となっております。上記部署では、特別条項適用人数が10名を超える月が複数あるなど、過酷な勤務実態となっているようです。仕事内容や人員配置を見直すなど、早急な改善が必要な状態です。実際の労働時間よりも申告を抑制させるといった違法な対応を行うことがありませんよう、念のため申し添えます。

④ 看護師・医員・研修医・修練歯科医の労働条件改善について

- 1) 「夜間看護等手当」が全国平均と比較して低い点について、恒常的な増額が難しい場合には、一時金の支払いを求めます。
- 2) 産前休暇を8週間とすることを求めます。また、妊娠中の夜勤免除など、「子育てしやすい制度」を充実することを求めます。
- 3) 香川県の労災病院などで実施されている「変形三交代制」を試験的に導入することを提案します。
- 4) 医員・研修医・修練歯科医に対して、適切な超過勤務手当の支払いを行うよう求めます。
- 5) 現在は医師に限定されている「臨床手当」を、歯科医師にも支給することを求めます。

1) 昨年度の労使懇談の結果、「6億円程度の黒字が出れば、一時金を支給する」となりましたが、残念ながらその基準は達成されず、一時金の支給は見送りとなりました。今年度も引き続き一時金の支給を求めます。組合の要望としては、病院勤務の中でも夜勤が心身への負担が大きく、また夜間看護等手当の額が比較的低下水準であることへの代償として一時金を求めますので、対象者を夜勤従事者に絞ることで、財政的な達成目標を低くして、一時金支給の可能性を高めることを求めます。

2) 看護師や女性医師は、夜勤の負担などから早産や流産が多いと言われております。全学的に

産前休暇を8週間としたうえで、病院としては、妊娠が分かった段階での夜勤免除など、母体の健康維持のための施策を引き続き検討し、積極的に導入してください。

3) 8時間3交代制の問題点は、休みが少ないこと、準夜-日勤などの過酷なシフトが行われがちな点です。12時間2交代制の問題点は、日勤が12時間に及び、体力・集中力の点でかなり厳しい勤務となっている点です。両者の問題点を解消する勤務体制として、「日勤8時間・夜勤12時間」とし、日勤と夜勤の間を「中勤6時間」でつなぐという変形三交代制が考案されています。本学病院にて一部試験実施することを提案します。

4) 昨年度、医員・研修医・修練歯科医の方から、「超過勤務手当が適切に支給されていない」との訴えがあり、病院側におかれましては組合からの文書³を各診療科に配布して指導するなどの対応を取っていただきましたが、そうした指導にもかかわらず、先日いただいた「残業データ」では、とくに歯科においてほとんど超勤手当が支払われていないという驚くべき実態が発覚しました。国の「働き方改革」の方針により、労働基準法違反に対して厳しい対応が取られている状況を認識いただき、早急な改善を求めます。

5) 現在、臨床手当は医師に限定されております。また、支給額も、教授6万円、准教授4万円、講師3万円、助教2万円と、職階が高いほど金額が高くなっております。それに対して、たとえば香川大学では「医師調整手当」という名称で、教授19,900円、准教授29,900円、講師34,800円、助教44,800円と、職階が低いほど多い額の手当をつけております。これは、若年層を優遇して優秀な人材を確保する目的から妥当な措置だと考えます。予算厳しき現状ですが、病院の発展のため、まずは歯科医師にも臨床手当を付けることを

ご検討ください。

⑤ パート職員・契約職員の労働条件改善について

- 1) 2018年4月、有期雇用職員の無期雇用転換をスムーズに行うように求めます。
- 2) パート職員・契約職員の時給を、契約後3年を超えてもアップするように改善を求めます。
- 3) パート職員にも一時金を支給するなど、更なる待遇向上を求めます。

1) 2013年、徳島大学では5年を越えて反復更新された有期雇用職員を無期契約に転換することが決定されました。2018年4月には、いよいよ無期雇用への転換権が発生します。希望者全員が無期雇用へ転換されますよう、よろしくお願いいたします。懸念材料は、外部資金により雇用されている方々です。就業規則では、「他の職務に転換させることが困難なとき」以外には、原則的に無期雇用へ転換することとなっております（有期雇用職員就業規則第14条の2）。「資金が獲得できなかった」という理由で一律に解雇することは就業規則上困難であることを十分認識されたうえで、全学的な対応をお願いいたします。

2)・3) 現在、国の「働き方改革」の方針により、正規・非正規の間の格差の是正が求められております。引き続き、有期雇用職員の待遇改善をお願いいたします。

以上が、「2017年度学長・病院長への要望」の内容である。その他、以下の項目につき、これまでどおり活動を継続する。

① 教職員からの相談に対応します。

昨年度に引き続き、ハラスメント、サービス残業など相談に応じ、解決を図る。

② 全大教、徳島労連、徳島県医労連、徳島県国公労連などと連携をとりながら活動に取り組みます。

³

http://tokushima-u-union.in.coocan.jp/document/20161201hospital_chokin.pdf (2016年12月7日)

2) 職域を越えた職場の支援ネットワークとして 職員間の交流・学習の機会を提供します

- ① 組合員同士が交流できるように、**懇親会**をなるべくたくさん開催します。
- ② **徳島労連などのイベント**も組合員に紹介し、参加を募ります。
- ③ さまざまな**教研集会**にもなるべく参加者を送り込み、学習や情報収集の機会とします。

3) 過半数組合づくりの取り組みを推進します

加入促進策と、組合活動の広報を中心に、過半数組合の実現のために活動します。

- ① 病院や事務職員の新人オリエンテーションで組合説明会を実施し、加入を呼びかけます。他大学の例を参考に説明会の工夫を重ねます。労働相談や説明会を月一回程度開催します。
- ② 未組合員向けのメルマガ「徳島大学教職員労働組合からのお知らせ」、組合員向けの「中執便り」の配信を継続します。病院向けに、「あしたば」の発行を継続します。また、LINEを活用した連絡網を使って看護師組合員の間での情報の共有を進め、組合活動の成果や意義を理解していただけるように努めます。
- ③ 事務職員、病院、加入者の少ない部局、非常勤職員・ポストクなど多方面に積極的な組合加入の促進を展開します。

2. 各支部活動方針

<教職員支部>

徳島大学の教職員が賃金も含めた労働条件を向上させていくには、組合員の拡大、日々の活動の充実、そして大学に積極的に提案していく団体交渉の充実が必要であると考えられる。この3つの活動は組合活動の基本でもあり、着実に実施してこそ、職場の中の多様な意見・要望を集約し、大学にその声を届けることが可能となる。具体的には以下の点を中心とした活動を計画している。

(1) 新規組合加入の促進

組合員を拡大してこそ、組合の要求が大学に届くものである。一方で、教職員支部においては事務職員、工学部の教員・技術職員の組合員が極めて少ないのが現状である。メルマガを通じて組合の存在は知っているものの、加入には至っていない教職員が多い。こうした人たちに粘り強く加入を呼びかけることに加えて、組合側から未組合員の意見を直接聞く場を設けるなどして、組合の存在をより身近に感じ、加入しやすい状況を作っていくことが必要であると考えている。

(2) 組合員間の意思疎通

組合活動は、職域、職階を超えた人間的なつながりを基礎として、お互いに尊重しながら、それぞれの労働条件の改善活動を進めることにある。この実現のため、懇親会を数多く実施するとともにスポーツを通じた交流の機会を設けていきたいと考えている。

また、組合主催で勉強会なども引き続き開催していきたいと考えている。労働問題に限らず、学会発表のプレ発表を行う、著作を出した組合員がいれば講評会を行うなどといった学術的な活動を行うことで、組合に加入することが研究教育の促進につながるような状況を作っていきたいと考えている。

(3) 徳島大学改革に対する運動

ガバナンス改革の一環として、徳島大学では教育体制の大幅な変更や年俸制導入が学長主導のもと行われている。大幅な変更でありながら、構成員の意思を尊重した民主的な手続きを経ずに行われる場合、特に教育・研究環境の変化が労働環境の悪化を招く場合は組合として声を上げていきたいと考えている。

<病院支部>

今年度の最大の目標は、夜勤手当の増額に代わる一時金の獲得である。昨年度は、「病院全体で6億円の利益が上がったら一時金を支給する」とい

う労使合意を得たが、病院の収益がそこまで上がらず、一時金は支給されなかった。今年度は、対象者を夜勤従事者に絞るなどして、必要な財源のハードルを下げ、実現へ向けて交渉を進めたい。

病院の職場は夜勤などがあって、妊婦にとって過酷な環境となっているため、産前休暇の8週間への延長も、獲得したい改善の一つである。また、妊娠中の夜勤免除など、男女共同参画社会の理念にのっとった対応を引き出せるよう、交渉を行う。

年休の取得が困難である点については、香川労災病院の変形三交代制を参考に、徳島大学病院で

も変形三交代制を試験的に導入し、労働条件が改善するようなら、病院全体に広げてゆきたい。

医員・研修医・修練歯科医に対しては、超勤手当が正当に支給されていない現状について、可能な限り速やかな改善を実現したい。

また、現在は医師のみに限定されている「臨床手当」を歯科医師にも支給するよう、交渉を行いたい。

会計監査報告

決算書にもとづいて、帳簿、預金通帳、領収書など関係資料を照合した結果、病院支部では帳票の整備が進められ、処理が適正に行われたことが確認されました。教職員支部では一般会計部分において不明剰余金が 2,018 円確認されました。

2017 年 6 月 19 日
会計監査委員

上野 加代子 

上原 克之 

付帯意見

- ① 不明金の出所について、今後も引き続き原因の究明がなされるよう強く求める。
- ② 「近郊出張費」の日当の支出基準を文書化し、取り扱いを透明化すること。

会計監査報告

決算書の変更にともない、新たな決算書にもとづいて、帳簿、預金通帳、領収書など関係資料を照合した結果、病院支部では帳票の整備が進められ、処理が適正に行われたことが確認されました。教職員支部では一般会計部分において不明支出金と思われる 8,299 円が確認されました。

2016 年 6 月 26 日

会計監査委員

上野 加世子 

上原 克之 

付帯意見

- ①不明金について、今後も引き続き原因の究明がなされるよう強く求める。
- ②11 月 29 日に支出された「市内近郊出張費」が超過支払いされている点について、来年度の会計において超過支払い分の是正を求める。

2016年度(2016年6月-2017年5月)一般会計決算報告
2017年度(2017年6月-2018年5月)一般会計予算案

収入の部					
費目	備考	2017年度予算	2016年度予算	2016年度決算	16年度差額(予算-決算)
前年度繰越金		497,564	753,449	753,449	0
組合費	常勤職員組合員99名, 非常勤職員組合員13名	2,300,000	2,300,000	2,288,900	11,100
共済・基金等からの繰入金		0	0	0	0
旅費	※全大教組合費納入時に相殺	400,000	350,000	402,084	-52,084
旅費・交通費補助	※全大教中国四国地区協議会, 医労連より	34,000	33,560	37,840	-4,280
その他(利息)		20	150	14	136
その他(雑収入)		3,000	0	1,460	-1,460
収入合計		3,234,584	3,437,159	3,483,747	-46,588
支出の部					
費目	内訳	2017年度予算	2016年度予算	2016年度決算	16年度差額(予算-決算)
加盟団体組合費	全国大学高専教職員組合組合費	1,250,000	1,250,000	1,247,400	2,600
	徳島県労働組合総連合会費	130,000	120,000	120,000	0
	徳島県医療労働組合連合会会費	50,000	49,000	48,600	400
	徳島県国家公務員労組共闘会議加盟費	35,000	66,000	65,880	120
	四国地区大学高専教職員組合連絡会分担金	30,000	54,000	53,072	928
	小計	1,495,000	1,539,000	1,534,952	4,048
出張費	遠隔地出張費	600,000	450,000	829,498	-379,498
	市内近郊出張費	120,000	200,000	118,380	81,620
	小計	720,000	650,000	947,878	-297,878
活動費	会議費	75,000	75,000	75,056	-56
	通信費	105,000	100,000	103,064	-3,064
	消耗品費	10,000	20,000	8,479	11,521
	印刷費	30,000	30,000	26,482	3,518
	非常勤職員交通費	0	0	0	0
	アルバイト人件費	50,000	50,000	39,387	10,613
	資料費	3,000	5,000	3,040	1,960
	研修費	10,000	30,000	0	30,000
	文化・レクリエーション費	120,000	120,000	109,953	10,047
	小計	403,000	430,000	365,461	64,539
支部費	教職員支部	30,000	30,000	0	30,000
	<small>[中執(常三島)と職本支部は2016年度から一本化し名称を教職員支部に変更]</small>				0
	病院支部	30,000	30,000	30,000	0
	小計	60,000	60,000	30,000	30,000
共闘費	原発撤退・エネ転換を求める徳島連絡会会費	5,000	5,000	5,000	0
	国民春闘討論集会参加費	1,000	1,000	0	1,000
	共謀罪廃案をめざす徳島県実行委員会賛同費(団体1口)	0	0	3,000	-3,000
	若者憲法集会	5,000	0	5,000	-5,000
	その他	10,000	20,000	0	20,000
	小計	21,000	26,000	13,000	13,000
その他	事務室整備費	130,000	30,000	6,950	23,050
	事務室電気料金	15,000	15,000	13,990	1,010
	慶弔費	80,000	140,000	63,000	77,000
	労災保険料	200	200	93	107
	予備費	307,384	542,959	0	542,959
	金融機関手数料	3,000	4,000	2,560	1,440
	組合費払戻金	0	0	0	0
	雑損失(不足金)	0	0	8,299	-8,299
	小計	535,584	732,159	94,892	637,267
支出合計		3,234,584	3,437,159	2,986,183	450,976
残高		0	0	497,564	

2016年度 教職員共済生協大学事業所特別会計決算料(労働金庫 口座番号2128423)				
収入の部				
	2014年度決算	2015年度決算	2016年度決算	備考
前年度繰越金	143,148	216,620	273,084	
事務委託手数料	50,280	56,423	59,181	
会議旅費	77,780	0	0	
利息	32	41	7	
その他	0	0	0	
計	271,240	273,084	332,272	
支出の部				
	2014年度決算	2015年度決算	2016年度決算	備考
組合一般会計へ繰入	0	0	0	
会議旅費支給	54,620	0	0	
その他	0	0	0	
計	54,620	0	0	
2016年度末残高		273,084	332,272	
2016年度 組合基金特別会計決算報告 (労働金庫分)				
	2014年度決算	2015年度決算	2016年度決算	備考
出資金(A)	200,000	200,000	200,000	
証券番号1040400000000 001				
定期預金(B)	1,322,813	1,323,225	1,323,461	利息=236
口座番号2065996				
普通預金	繰越金	51,255	64,438	78,572
口座番号2128409	出資配当金	13,172	14,122	4,775
	労金利用配当金			7,877
	利息	11	12	1
	組合一般会計へ繰入	0	0	0
	小計(C)	64,438	78,572	91,225
2016年度末残高=(A)+(B)+(C)		1,587,251	1,601,797	1,614,686
教職員共済生協大学事業所特別会計2016年度末残高+組合基金特別会計2016年度末残高=				¥1,946,958

旧	新
<p>徳島大学教職員労働組合 組合費規約</p> <p>第三条 組合員は一月の組合費として以下の金額を当該月の月末までに納入しなければならない。</p> <p>2 ただし産前産後休業、育児休業、介護休業を取得して1月以上無給となる場合は、組合費の納入を免除される。</p>	<p>第三条 組合員は一月の組合費として以下の金額を当該月の月末までに納入しなければならない。</p> <p>2 ただし産前産後休業、育児休業、介護休業を取得<u>するなど</u>して1月以上無給となる場合は、組合費の納入を免除される。</p>

徳島大学教職員労働組合同規約

(前 文)

私たちは大学に働く教育研究労働者として、日本国憲法を尊重し、経済的、社会的、文化のおよび政治的地位の向上を目指す。

私たちは研究・教育の自由の確保と医療の充実、教育の民主化に努力する。

私たちは組合を民主的に運営し、信義と友愛の精神で固く団結する。

第 1 章 総 則

(名 称)

第一条 この組合は徳島大学教職員労働組合（略称「徳大労組」、以下「組合」）という。

(組合員)

第二条 組合は、徳島大学職員等、及びNPO 法人あゆみ保育園職員であって、自ら組合に加入することを選び、徳島大学教職員労働組合同規約（以下「規約」という）に従う者をもって組織する。ただし、以下の者は組合員となることはできない。従前に組合員であった者は以下の役職任用期間は2で定める賛助会員の扱いとする。

①教員

役員並びに教育研究評議会に参加する以下の教員：学部長、研究科長、研究所長、図書館長、共同利用教育研究施設長、評議員 等

②病院関係

役職手当が支払われる以下の職員
附属病院長、看護部長、副看護部長 等

③行政職

総務部の部長、次長、課長（同等の職位）以上の職にある者、および人事担当職

④NPO 法人あゆみ保育園

園長の職にある者

2. この組合の趣旨に賛同する者を、中央執行委員会の承認を経て、賛助会員として受け入れることができる。賛助会員は、各種議決権、組合役員選挙権、同被選挙権、団体交渉への参加など、労働組合法上の権利を行使することはできない。

(事務所)

第三条 組合は事務所を徳島県徳島市蔵本町2丁目五十番地および徳島市南常三島町1-1徳島大学内におく。

(支 部)

第四条 組合に支部をおく。

2 各支部は、大会の議決によって設置され、この規約の精神に基づき、この規約の範囲内でそれぞれの支部規約その他必要な規則を定める。

(職種階層別部会)

第五条 組合に職種階層別部会（以下「部会」という）をおくことができる。

2 部会は大会の議決によって設置され、規約の精神に基づき、規約の範囲内でそれぞれの部会規約その他必要な規則を定める。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第六条 組合は、組合員の団結および相互扶助により勤務条件を維持改善することを主たる目的とし、その経済的、社会的、政治的および文化的地位の向上をはかり、あわせて大学における教育・研究・医療の充実発展、および大学の民主化の徹底を期することを目的とする。

(事 業)

第七条 組合は前条の目的を達するために、次の事業を行う。

① 組合員の賃金、労働時間、その他の労働条件の改善に関する事。また、職員の意に反する不利益処分に関する審査を大学当局等に対し請求すること。

② 学問、思想の自由、教育、研究、医療の充実発展、および大学の民主化に関し大学当局等に対し要求すること。

③ 組合員の共済および福利の増進に関する事。

④ 組合員の教養、技能の向上および健康の増進に関する事。

⑤ 組合員のレクリエーションに関する事。

⑥ 機関紙を発行すること。

⑦ その他、組合の目的達成に必要な事項。

第 3 章 組織及び機関

(機 関)

第八条 組合に次の機関をおく。

大会、中央委員会、中央執行委員会、監査委員会および選挙管理委員会。

(大 会)

第九条 大会は組合の最高議決機関であって代議員で構成する。

2 定期大会は、原則として毎年六月に中央執行委員長が招集する。

ただし、次の場合は、臨時に招集しなければならない。

① 中央執行委員会が必要と認めたとき。

② 中央委員会の議決があったとき。

③ 監査委員会が組合財産の状況について招集を要求したとき。

④ 組合員の二〇分の一以上が討議事項を示して要求したとき。

⑤ 二支部以上が討議事項を示して要求したとき。

- 3 大会の議長および書記は出席代議員の互選により選出する。
- 4 各支部は大会代議員を、自由に立候補した組合員の候補者の中から、支部の全組合員が平等に参加する機会を有する直接無記名投票により、選出する。
- 代議員数は次のように定める。

支部組合員数	代議員数
1～10	1
11～20	2
21～30	3
31～40	4
41～50	5
51～60	6
61～70	7
71～80	8
81～90	9
91～	10

代議員数の上限は一〇名とする。

具体的な選出方法については、別に定める「徳島大学教職員労働組合役員選出規定」を準用するものとする。

- 5 大会には中央執行委員会役員は出席しなければならない。中央執行委員会役員は、議案について説明し、必要な報告を行い、また質問に応じなければならないが議決に参加することはできない。

(大会の審議事項)

第十条 次の事項は大会で審議決定しなければならない。

- ① 組合規約の制定および改廃。
- ② 組合経費の予算および決算の承認。
- ③ 争議行為の開始に関する承認。
- ④ 同盟罷業に関する事項
- ⑤ 中央執行委員会役員および監査委員の選出。
- ⑥ 組合員の上部団体役員就任の承認。
- ⑦ 他の組合、団体との連合、それへの加入およびそれからの脱退。
- ⑧ 運動方針の決定および事業報告。
- ⑨ 組合員および役員のカラ。
- ⑩ 組合基金の流用および重要な組合資産の処分。
- ⑪ 資金の借り入れについて
- ⑫ 支部、部会の設置および廃止。
- ⑬ その他組合員を拘束する重大な事項。

(大会の成立)

第十一条 大会は代議員総数の過半数の出席で成立する。前条の第二、第三、第五、第六、第七、第八、第十二、第十三号については出席代議員の過半数の賛成で成立し、第一、第四、第九、第十号、第十一については直接無記名投票

で代議員総数の過半数の賛成を必要とする。第五号は選挙細則に定める。ただし第一および組合員の二〇分の一以上の直接投票の要求があった事項に関しては、前段の手続きをしたのち全組合員が平等に参加する機会を有する直接無記名投票によって全組合員の過半数の賛成を必要とする。

(中央委員会)

第十二条 中央委員会は大会につぐ議決機関であって、中央委員をもって構成する。

2 中央委員会は、中央執行委員長が以下の場合に招集する。

- ① 中央執行委員会が必要と認めたとき。
- ② 中央委員の五分之一以上が討議事項を示して要求したとき。

3 中央委員会の議長等は中央委員の互選により選出する。

4 中央執行委員会役員は、議案について説明し、必要な報告を行い、また質問に応じなければならない。

(中央委員会の審議事項)

第十三条 中央委員会は次の事項を審議決定する。

- ① 運動方針の具体化に関する事項。
- ② 大会の議決により委任された事項。
- ③ 労働協約の締結に関する事項。
- ④ 争議行為の開始に関する事項。
- ⑤ その他中央執行委員会または中央委員会が審議することを必要と認めた事項。

(中央委員の選出)

第十四条 中央委員は支部ごとに、自由に立候補した組合員の候補者の中から、支部の全組合員が平等に参加する機会を有する直接無記名投票により、選出される。

委員数は次のように定める。

支部組合員数	委員数
1～20	1
21～40	2
41～60	3
61～80	4
81～	5

委員数の上限は五名とする。

2 具体的な選出方法については、別に定める「徳島大学教職員労働組合役員選出規定」を準用するものとする。

(中央委員会の成立)

第十五条 中央委員会は中央委員の三分の二以上の出席で成立する。

2 議事の決定は原則として出席者の過半数の賛成で成立する。

(中央執行委員会)

第十六条 中央執行委員会は、組合の中央執行機関であつて、中央執行委員長、中央副執行委員長、書記長、書記次長および各支部選出の中央執行委員をもって構成する。

- 2 中央執行委員会は大会および中央委員会の議決を執行し、また、その他の緊急の事項を処理してこれに関し大会および中央委員会に責を負う。
- 3 中央執行委員会は必要に応じて中央執行委員長が招集する。
ただし、各中央執行委員会役員は審議事項を示して中央執行委員会の招集を要求することができる。
- 4 中央執行委員長は中央執行委員会の議長となる。
- 5 中央執行委員会においては、委員会が認める者をオブザーバーとして参加させることができる。

(中央執行委員会の審議事項)

第十七条 中央執行委員会は、次の事項を審議決定する。

- ① 大会および中央委員会の議決に基づき、組合の業務執行に必要な事項。
- ② 大会および中央委員会に提出する事項。
- ③ その他中央執行委員会みずからが組合の業務遂行上必要と認めた事項。

(中央執行委員会の成立)

第十八条 中央執行委員会は中央執行委員会役員の過半数の出席で成立する。

2 議事の決定は原則として出席者の過半数の賛成で成立する。

(中央執行委員会のもとにおく組織)

第十九条 中央執行委員会のもとに、書記局ならびに必要に応じて専門部会をおく。各部会には必要に応じて部長および部員をおく。中央執行委員会は必要のあるときは、臨時に特別専門委員会を設けることができる。

- 2 書記局は、書記長、書記次長および書記局員をもって構成し次の事務を行う。
 - ① 組合経費の予算案の編成、予算の執行、決算書の作成その他会計経理に関すること。
 - ② 組合員名簿に関すること。
 - ③ 用度の調達、物品の保管、払出しおよび事務所の管理その他庶務に関すること。
 - ④ 各種の会議の準備および議事録の作成に関すること。
 - ⑤ その他書記局事務に関すること。
- 3 書記局および各部会の内部組織は、別に定める。

(監査委員会)

第二十条 監査委員会は、次の業務を行う。

- ① 組合の資産および会計を年一回以上監査し、中央執行委員会から決算の報告をうけ、その結果を決算報告が行われる大会に報告する。不正を発見したときは中央委員会または大会に報告する。

- ② 組合財産の状況について中央執行委員会に対し、臨時に大会の招集を要求することができる。

(選挙管理委員会)

第二十一条 選挙管理委員会は、次の業務を行う。

- ① 選挙の公示に関すること。
- ② 立候補の受理審査および候補者氏名の発表に関すること。
- ③ 投票および開票の管理ならびに立会人の指定に関すること。
- ④ 投票の有効無効の判定および当選者の発表に関すること。
- ⑤ その他選挙管理に必要な事項。

第 4 章 役 員

(役 員)

第二十二条 この組合に次の役員をおく。

中央執行委員長 一名
中央副執行委員長 一名
書記長 一名
書記次長 各支部から一名
会計 一名

支部選出中央執行委員 第二十三条4で定める人数

監査委員 二名

選挙管理委員 支部選出中央執行委員と同じ人数

- 2 中央執行委員長はこの組合を代表し、組合の業務を統轄する。
- 3 中央副執行委員長は、中央執行委員長を補佐し、中央執行委員長に事故あるときはその職務を代行する。
- 4 書記長は、書記局の長として中央執行委員長を補佐し、組合の一般事務を処理する。
- 5 書記次長は、書記長を補佐し、書記長に事故あるときはその職務を代行する。また、書記次長は支部において支部長として支部の組合活動の統轄を行う。
- 6 会計は、組合の会計事務を処理する。
- 7 監査委員は、監査委員会を組織し、その業務を分担する。
- 8 選挙管理委員は、選挙管理委員会を組織し、中央執行委員長、中央副執行委員長、書記長、書記次長、会計、監査委員および選挙管理委員の選挙業務を執り行う。

(役員選挙)

第二十三条 この組合の役員は大会で各役職を指定して選出される。

- 2 中央執行委員長、中央副執行委員長、書記長、書記次長、会計、監査委員および選挙管理委員は、自由に立候補した組合員の候補者の中から全組合員が平等に参加する機会を有する直接無記名投票によって選出されなければならない。
- 3 前項の選挙は選挙管理委員会が管理する。選挙管理委員会の構成その他選挙に関する必要な規定は別に定める。

- 4 支部選出中央執行委員は支部ごとに、自由に立候補した組合員の候補者の中から、支部の全組合員が平等に参加する機会を有する直接無記名投票により、選出される。
委員数は次のように定める。
組合員が五〇名以下の支部一名
組合員が五一名以上一〇〇名以下の支部二名
組合員が一〇一名以上の支部三名
また、中央執行委員長が必要と認めた者を、中央執行委員として加えることができる。
- 5 具体的な選出方法については、別に定める「徳島大学教職員労働組合役員選出規定」を準用するものとする。
- 6 任期途中で役員が転出又は退職した場合は、中央執行委員会の推薦により中央委員会の承認を得ることで後任役員を選出する。

(役員任期及び兼任)

- 第二十四条 役員任期は一カ年とする。ただし重任をさまたげない。
任期途中の役員が転出又は退職により、中央執行委員会で推薦され就任した役員任期は、前任者の残りの期間とする。
- 2 役員は任期満了後であっても、後任が就任するまでその職務を行うものとする。
 - 3 役員は他の役員地位を兼ねることができない。

(専従役員)

- 第二十五条 中央執行委員会は第二十二条に規定する役員のうち若干名を専従役員とすることができる。

(特別執行委員)

- 第二十六条 この組合に、特別執行委員を若干名おくことができる。
- 2 特別執行委員は、中央執行委員会の推薦をえて、組合が加入する上部団体役員に選出された者であって、第二十三条第2項の手続きによって中央執行委員に選出されていない組合員のうち、上部団体の役員が就任が大会で承認された者とする。
 - 3 特別執行委員は、必要に応じて中央執行委員会に参加することができる。ただし、議決権を有しない。また、特別執行委員の出席の有無は、中央執行委員会の成立要件にはかかわらない。
 - 4 特別執行委員の任期は、当該上部団体の役員任期によるものとする。

(組合職員)

- 第二十七条 中央執行委員会は書記などの組合職員をおくことができる。その待遇に関しては別に定める。
- 2 組合職員は、書記長の指示により業務に従事する。

第5章 会計

(経費)

- 第二十八条 この組合の経費は、組合費、寄付金

およびその他の収入をもってあてる。

- 2 この組合の予算および会計経理について、必要な手続は別に細則で定める。
- 3 組合費は別規約に定める。
- 4 寄付金の授受は中央委員会または大会の承認を要する。

第二十九条 この組合の会計年度は毎年六月一日に始まり、翌年五月三十一日に終る。年一回、定期大会には組合員によって委嘱された職業的資格のある会計監査人による正確であることの証明を付して、会計報告を行わなければならない。

第6章 組合員

(加入及び脱退)

- 第三十条 この組合に加入しようとする者は、原則として支部を経由して中央執行委員会に加入申込書を提出し組合員名簿に登録されなければならない。ただし、特別の場合は加入申込書を直接中央執行委員会に提出することができる。
- 2 この組合を脱退しようとする者は、その理由を明らかにし、中央執行委員会に届けなければならない。
 - 3 大会の議決により除名された者は、大会の承認により組合員の地位を回復する。また組合費の滞納により除名された者は、滞納組合費を完納することにより、組合員の地位を回復できる。
 - 4 この組合の趣旨に賛同する者を、中央執行委員会の承認を得て、賛助会員として受け入れることができる。ただし、賛助会員は、組合員としての権利を付与されない。

(専従役員組合員)

第三十一条 組合員でないものが第二十二条の役員に立候補しようとするときは、選挙管理委員会に届出で承認をうけなければならない。

(組合員の権利及び義務)

- 第三十二条 組合員は、労働組合のすべての活動に参加する権利、及び均等の取扱いを受ける権利を有する。
- 2 組合員は、以下の権利を有する。
 - ① 各自平等に役員および中央委員を選挙し、またこれらについて選挙されて就任すること。
 - ② 大会、中央委員会、中央執行委員会および選挙管理委員会等に自由に意見を申し出ること。
 - ③ 会計書類を閲覧し、会計監査の公表を要求すること。
 - ④ 組合の管理する各種の施設を利用し、各種の催し物に参加すること。
 - ⑤ 組合活動によって不利益を受けたときは、救援を受けること。
 - ⑥ 何人も、いかなる場合においても、人種、宗教、性別、門地又は身分によってその資格を奪われないこと。
 - 3 組合員は、以下の義務を有する。
 - ① 大会、中央委員会および中央執行委員会の

議決に従うこと。

② 大会で定める組合費その他の費用を納入すること。

(制 裁)

- 第三十三条 組合員であつて、規約に違反し、もしくは組合の統制を乱し、または組合員の名誉を汚した者は大会の議決により、権利の停止、または除名される。
- 2 役員であつて不適任と認められる者は、大会の議決によって解任される。
- 3 前二項の場合、大会は、書面による請求にもとづき大会が指名する査問委員会または中央執行委員会に、事実の調査と制裁を提案させる。また大会は制裁を受けようとする者の弁明を聴取してからでなければそれを議決してはならない。
- 4 第一、第二項の制裁を受けた者が決定に不服のある場合は、1ヶ月以内に大会に抗告を行うことができる。
ただし、除名にあつては、組合員の五分の一以上の者がその措置を不当と認め請求したときは、大会において再審議する。
- 5 組合員であつて一年以上組合費を滞納した者は完全資格組合員と認めず組合員としての権利を停止される。
滞納組合費を完納したときは、権利を回復する。

第 7 章 解 散

(解 散)

第三十四条 組合を解散しようとする場合は、全組合員の直接無記名投票による全組合員の過

半数の同意によらなければならない。

第 8 章 雑 則

(規約の改正)

- 第三十五条 改正の発議は、中央執行委員会および各支部または組合員の二〇分の一以上の連署によって行うことができる。
- 2 規約を改正しようとする場合は、その改正案を大会の十五日前までに書記局に提出しなければならない。

(細 則)

第三十六条 中央委員会は、規約の実施に必要な細則を定めることができる。

(組織財産の継承)

第三十七条 本組合は、二〇〇四年三月三十一日までの職員団体としての「徳島大学教職員組合」の組織および財産すべてを受け継ぐものとし、その内容に関しては細則に定める。

附則 規約は二〇〇四年二月二十一日に制定し、二〇〇四年四月一日より施行する。この規約は二〇〇九年七月十八日に一部改正し、二〇〇九年七月十八日より施行する。この規約は二〇一二年六月三〇日に一部改正し、二〇一二年六月三〇日より施行する。この規約は二〇一三年六月二九日に一部改正し、二〇一三年七月一日より施行する。この規約は二〇一六年七月二日に一部改正し、二〇一六年七月二日より施行する。

徳島大学教職員労働組合 組合費規約

第一条 本規約は徳島大学教職員労働組合（以下「組合」という）組合員の組合費を定めるものである。

第二条 組合員とは、徳島大学職員等およびNPO法人あゆみ保育園職員であって、自ら組合に加入することを選び、徳島大学教職員労働組合規約（以下「規約」という）に従う者をいう。

2 また、この組合の趣旨に賛同する者を、中央

執行委員会の承認を経て、賛助会員として受け入れることができる。賛助会員の会費については、組合員と同様に取り扱うこととする。

（組合費）

第三条 組合員は一月の組合費として以下の金額を当該月の月末までに納入しなければならない。

職種	年齢 (ただし、事務職員等・看護師としての最初の就職が30歳以上であった場合は、実年齢から10歳引いた年齢。)		
	20代	30代	40代以降
教員（特任教員・特任研究員を含む）	2,000円		
事務職員・技術職員・技能職員	800円	1,600円	2,000円
看護師	1,000円	1,700円	2,000円
パート職員（短時間勤務の再雇用職員を含む）	600円		
契約職員（医員・研修医・フルタイム勤務の再雇用職員を含む）	1,000円		
任期付医療技術職員			
非常勤講師	200円		
個別契約	応談（600～2,000円）		

2 ただし産前産後休業、育児休業、介護休業を取得するなどして1月以上無給となる場合は、組合費の納入を免除される。その際、無給となる期間が30日以上60日未満の場合は1月分を、60日以上90日未満の場合は2月分を免除し、以下同様に算定することとする。

（制裁）

第四条 組合員であって、第三条2に定める事情を除き、1年以上組合費を滞納した者は組合員としての権利を停止される。ただし、滞納組合費の納入を開始したときは、権利を回復できる。

（規約の改正）

第五条 改正の発議は、中央執行委員会および各支部または組合員の二十分の一以上の連署に

よって行うことができる。

2 規約を改正しようとする場合は、その改正案を大会の十五日前までに書記局に提出しなければならない。

3 改正の議決は大会参加者の三分の二以上の賛成を以って行う。

附則 本規約は二〇〇四年二月二十一日に制定し、二〇〇四年四月一日より施行する。（二〇一〇年六月二十六日 一部改正。2012年6月30日一部改正、2012年1月1日より施行。2013年6月29日一部改正、2013年7月1日より施行。2014年6月28日一部改正、7月1日より施行。）

徳島大学教職員労働組合役員選出規定

第1章 総 則

第1条 徳島大学教職員労働組合同規約（以下単に規約と言う）第22条および第23条に基づき、本規定を定める。

第2条 本規定は組合役員（中央執行委員長、中央執行副委員長、書記長、書記次長、会計、監査委員および選挙管理委員）の選挙もしくは選出、決定について適用する。

第2章 組合役員選挙

第3条 中央執行委員長、中央執行副委員長、書記長、書記次長、会計、監査委員および選挙監理委員の選出は、規約第23条に基づき、全組合員の直接無記名の投票により行なう。ただし、選挙管理委員会が必要と認めた場合のみ、電子メール等による投票を行うことができる。

第4条 選挙に関わる業務は選挙管理委員が行なう。

2. 選挙管理委員会は、第3条に規定された選挙によって選出された選挙管理委員で構成する。

3. 選挙管理委員長は選挙管理委員の互選により選出する。

第5条 選挙管理委員会は委員長がこれを召集し、その運営は規約21条に準拠する。

第6条 選挙管理委員会は、規約第21条に規定された次の業務を行なう。

- (1)選挙公示に関すること。
- (2)立候補の受理、審査および候補者氏名の発表に関すること。
- (3)投票および開票の管理ならびに立会人を指定すること。
- (4)投票の有効、無効および当選者の発表

に関すること。

(5)その他、選挙管理に必要な事項。

第7条 選挙の公示は投票開始日の14日前までに行なう。

第8条 立候補者を推薦するときは、本人の承認を得て、決められた推薦立候補届に所定の事項を記入して、公示日から投票開始日の7日前までに選挙管理委員会に届け出なければならない。

第9条 選挙に立候補する組合員は、決められた立候補届に所定の事項を記入して、公示日から投票開始日の7日前までに選挙管理委員会に届け出なければならない。

第10条 推薦立候補者および立候補者の数が各役員の定数を越えたときは、定員1名のみは単記で、定員2名以上のものについては2名以上の連記で投票する。

第11条 選挙および信任投票は組合員の有権者総数の3分の2以上が投票することにより成立する。

2. 選挙および信任投票が成立しない場合は、改めて投票のやりなおしを行なう。

第12条 選挙の当選者は、有効投票の多数を得たものから順次決定する。投票同数の場合は、そのものについて決戦投票を行なう。

第13条 信任投票の場合には、有効投票の過半数の支持により信任されたものとする。

第3章 中央執行委員の選出

第14条 中央執行委員の選出は、規約第23条4項の規定にしたがって支部ごとに行ない、大会において承認を求めものとする。

徳島大学教職員労働組合出張費規定

1. 徳島大学教職員労働組合（以下「組合」という。）が支給する出張費について以下の通り規定する。
 - 1) 遠隔地出張費 組合が加盟あるいは連携している団体（全大教、同四国地区連絡会、医労連、教職員共済生協等）の会議、集会、共同行動等に参加するため、組合員が遠隔地へ出張するための費用。
 - 2) 市内近郊出張費 組合員が徳島市内（通常の勤務地区以外の場に限る。）および近郊で開催される組合または徳島労連の会議、集会、大学側との交渉等に参加するための費用。ただし徳島大学常三島地区・新蔵地区間など徒歩圏内の移動は対象外とする。

なお、「遠隔地」か「近郊」かの判断は、その都度中央執行委員会が行う。
 - 3) 市内近郊出張費は、市内近郊交通費とする。ただし、日当を支給することができる。
 - 4) 往復交通費は、鉄道（片道 50 km を超える場合は特急）の運賃により計算し、往復割引および乗継割引を適用する。ただし、バスを利用することがより合理的である場合は、その運賃の実額を支給する。また、東京、新潟または福岡以遠の地域については航空機を利用することができる。航空運賃は出張日時点の正規運賃の 70% を支給する。ただし急に出張する必要が生じるなど、やむを得ない事情のある場合は、上記の計算方法によらず、実額を支給することができる。
 - 4) 現地交通費は 1 日につき 2,000 円とする。
 - 5) 宿泊費は 1 泊 9,000 円とする。
 - 6) 日当は 1 日 3,000 円、半日 1,500 円とする。

ただし出張先での実質拘束時間が 2 時間超 6 時間以下の場合半日分を、同じく 6 時間超 10 時間以下の場合 1 日分を支給し、以下同様に算定することとする。
 - 7) 市内近郊交通費は 1 日につき一律 800 円とする。ただし、実額が 800 円を超えるときは、実額を支給することができる。
 - 8) 乗用車を利用する場合は、3) にしたがって鉄道運賃またはバス運賃の実額を支給する。
 2. 出張費の支給額については以下の通りとする。
 - 1) 遠隔地出張費は、往復交通費、現地交通費、宿泊費および日当の合計額とする。
 - 2) 市内近郊出張費は、市内近郊交通費とする。
 - 3) 往復交通費は、鉄道（片道 50 km を超える場合は特急）の運賃により計算し、往復割引および乗継割引を適用する。ただし、バスを利用することがより合理的である場合は、その運賃の実額を支給する。また、東京、新潟または福岡以遠の地域については航空機を利用することができる。航空運賃は出張日時点の正規運賃の 70% を支給する。ただし急に出張する必要が生じるなど、やむを得ない事情のある場合は、上記の計算方法によらず、実額を支給することができる。
 - 4) 運賃の改定、交通手段の変更があった場合は、それに応じて出張費を算出する。
 5. 会議や集会等にもなう懇親会の会費は基本的に自己負担とする。ただし、情報交換会等の形で会議や集会等のプログラムに懇親会が組み込まれている場合は、中央執行委員会で審議し、出張旅費に懇親会参加費を加えることができる。
 3. 出張費の管理は中央執行委員会が行う。
 4. 運賃の改定、交通手段の変更があった場合は、それに応じて出張費を算出する。
 5. 会議や集会等にもなう懇親会の会費は基本的に自己負担とする。ただし、情報交換会等の形で会議や集会等のプログラムに懇親会が組み込まれている場合は、中央執行委員会で審議し、出張旅費に懇親会参加費を加えることができる。
- 附則: この規定は 1996 年 6 月より施行する。2009 年 7 月 18 日に一部改正し、2009 年 3 月 25 日より施行する。2012 年 6 月 30 日に一部改正し、2012 年 1 月 1 日より施行する。2014 年 6 月 28 日に一部改正し、2014 年 7 月 1 日より施行する。

徳島大学教職員労働組合慶弔規定

1. 組合員の慶弔事に当たっては次の各号を基準として支出を行う
 - A：慶事
 - 1) 本人の結婚 10,000 円
 - 2) 本人および配偶者の出産 5,000 円
 - B：弔事
 - 1) 本人の死亡 20,000 円
 - 2) 配偶者の死亡 10,000 円
 - 3) 一親等の親族の死亡 5,000 円
 - C：病気（事故を含む）
21 日以上勤務できない場合または 7 日以上
上の入院 5,000 円
 - D：転退職
 - 1) 定年退職（早期退職制度利用者を含む）
10,000 円
 - 2) 上記以外の転退職 5,000 円
 - E：上記以外の不慮の災害など 1 万円以内
で四役が決定
2. 支出の管理は中央執行委員会が担当する。上記の支出に際しては記録帳簿を作成するものとし、領収書の添付は原則として求めない。
3. この規定は 1996 年 6 月より実施する。

(1996 年 6 月 15 日の徳島大学教職員組合第 39 回大会で確認)
(2015 年 7 月 4 日の徳島大学教職員労働組合第 12 回定期大会において一部改正し、2015 年 3 月 18 日より施行する。)